

地島の漁業集落

佐藤 正彦 九州産業大学名誉教授

要旨：漁業集落の民家の報告は農家や町屋と比較して少ない。昭和43・44年度に福岡県内の民家調査が国庫補助事業で実施された報告書『福岡県の民家』に、地島の民家は収録されていない。その上、地島漁業関係者の家の記録も極めて少ない。ところが『筑前地島村庄屋記録』の中に、『地島浦百姓居屋舗券帳』があつて、地島の集落構成や民家の土地使用の一部がわかる。本稿はこれをもとに地島の集落構成や民家および土地の利用状況を検討し、民家とその屋敷地から漁業集落の特徴を明らかにした。泊集落に現存する浄土宗西光寺は、元喜兵衛屋敷であつて、庶民住宅地が寺地に転用された事も判明した。「地島波止場之図」は、文政年間（1818～30）ごろ製作されたと推定される。

キーワード：地島、漁業集落、火除け地（空き地）、19世紀半ば、地島波止場之図

はじめに

漁業集落の民家の報告は農家や町屋と比較して少ない。というのは民家が海辺に密集し、災害を受けやすいので、古い民家が少ないこともよる。昭和43・44年度に福岡県内の民家調査が国庫補助事業で実施された報告書『福岡県の民家』⁽¹⁾に、地島の民家は収録されていない。その上、地島漁業関係者の家の記録も極めて少ない。ところが『筑前地島村庄屋記録』の中に、『地島浦百姓居屋舗券帳』があつて、地島の集落構成や民家の土地使用の一部がわかる。そこで、本稿は地島の集落構成や民家および土地の利用状況を検討し、民家とその屋敷地から漁業集落の特徴を明らかにすることを目的とした。

地島村は、江戸期から町村合併の明治22年（1889）までの村名で、筑前国宗像郡の箱崎触に属していた。明治22年岬村大字地島、昭和30年（1955）神湊町と岬・池野・田島村が併合して玄海町になり、平成15年（2003）4月1日より玄海町が宗像市に合併し、現在福岡県宗像市地島である。

地島（嶋）は、「じのしま」と読み、「地之島」「慈島」「治島」とも書いた。また、西方の海上に浮かぶ大島に対して、「小島」とも称した。天正6年（1578）の宗像第一宮（宗像市田島）御宝殿

置札に「泊島」とあるのが古い。「泊島」は、船泊まりをする島の意味である。現在、地島の南に「泊」が、北に「豊岡」（白浜）があり、住民はこの二地域に集住する。

「慈島」は当島に鎮座する「産靈の市杵嶋姫命」⁽²⁾の類字音の慈（うつくしむ）を用いた。⁽³⁾

1 『地島浦百姓居屋舗券帳』

『地島浦百姓居屋舗券帳』は、冒頭に「明和八年」（1771）と記すものの末尾の「天保十一年」（1840）の記録なので、昭和43・44年度の民家調査の時点で既にここで取り扱う屋敷地に建つ江戸期の民家がなかったのか、あったとしても改造著しく調査対象にならなかつたのであろう。

標題に『地島浦百姓居屋舗券帳』（以下『屋舗券帳』と略記する）とあって、あたかも百姓屋敷を想起させるが、本文中に「網蔵」などがでてくるので、「百姓居屋舗」と記すものの漁業関係者の家がほとんどであることがわかる。当然漁業兼百姓もいた。また、『筑前地島村庄屋記録』（漁業関係、網の株など漁業権の事柄が多い。鯨が到来していることも分かる）の随所に、『屋舗券帳』に記された居住者（世帯主）がみられる。

『屋舗券帳』をもとに、屋敷地に仮番号を付けて、出来る限り史料全文を盛り込むようにまとめたの

表1 『地島浦百姓居屋敷券帳』

番号	所有者	*表口等の単位:間、1間=6尺とした。					備考
		表口(間)	裏口(間)	入り(間)	入り(間)	面積(坪)	
1	下方南 德四郎	10.6	9.3	8.1	10.5	83.23	西向表口、入南方八間毫尺、北方拾間五尺、但六尺五寸毫間也
2	同所 善兵衛	7.2	6.2	9.3	9.3	57.68	北向表口七間弐尺、裏口六間弐尺、入東方九間三尺、西方九間三尺
3	同所 善三	6.4	4.5	9.2	8.5	59.73	向き、表口、裏口、入の方位省略、*1原本「六尺四尺」
4	徳蔵	3.5	3.1	8.4	8.4	26.38	向き、表口、裏口、入の方位省略、
5	十蔵	5.3	4.0	8.4	7.5	36.59	向き、表口、裏口、入の方位省略、*2原本「八百四尺」と記す。
6	利左エ門	7.3		6.0	6.2	45.13	向き、表口、裏口、入の方位省略、【注1】
7	同所西徳四郎エ吉居住	7.5	6.4	17	13.5	98.62	
8	利平(後筆)源八	8.5	9.1	13.3	14.5	121.53	向き、表口、裏口、入の方位省略、
9	久兵衛	4.3	5.0	12.5	13.2	57.78	向き、表口、裏口、入の方位省略、
10	卯平	4.6	6.0	13.2	12.0	63.36	向き、表口、裏口、入の方位省略、
11	仁助	3.2	3.1	6.0	6.0	18.90	向き、表口、裏口、入の方位省略、
12	甚三	6.2	6.3	6.2	8.3	48.83	向き、表口、裏口、入の方位省略、
13	貞吉	5.2	6.2	7.6	6.1	37.55	向き、表口、裏口、入の方位省略、
14	辰蔵	8.0	8.0	6.0	4.2	40.41	向き、表口、裏口、入の方位省略、
15	権次良	7.5	7.3	4.0	5.4	34.61	向き、表口、裏口、入の方位省略、
16	市平	5.4	5.3	3.3	4.3	20.24	向き、表口、裏口、入の方位省略、
17	村中分	6.3	6.3	5.3	4.1	29.28	
18	村中分	4.0	4.0	3.3	4.1	14.73	向き、入の方位省略、「中村藏跡」と記す。
19	寺 元喜兵衛	6.3	5.0	4.4	6.2	29.29	
20	傳右エ門	6.5	4.5	7.2	7.2	37.60	向き、表口、裏口、入の方位省略、
21	伊右エ門	3.5	3.0	7.3	8.3	24.62	向き、表口、裏口、入の方位省略、
22	勘介	3.1	2.5	8.5	8.3	24.48	「三毫、二五、入八五、八三」と記す。
23	太田	7.2	5.0	5.1	42	23.84	「七二、五、入五毫、四二」と記す。
24	村中分	6.0	6.0	7.0	7.4	50.12	「入七、七四」「まや、朽軒」と記す。
25	次吉分	7.5	6.0	7.4	6.0	44.14	「七五、六、入七四、六」と記す。
26	村中分	5.0	3.0	95	6.0	25.87	「五、三、入九五、六」と記す。】
27	喜八	6.5	9.5	4.0	4.3	30.20	「六五、九五、入四、四三」と記す。
28	勘右エ門	3.4	3.3	8.6	8.3	27.80	「三四、三三、入六、八三」と記す。
29	金平	3.1	3.3	9.0	8.6	27.91	「三毫、三三、入九、八六」と記す。
30	村中分	2.4	3.0	10.3	10.3	27.40	「三四、三」と記す。
31	与介	3.6	4.1	4.2	4.2	15.97	「二六、四毫、四二、四二」と記す。
32	岡山	4.5	4.4	7.2	7.2	32.01	「四五、四四、七二、七二」と記す。
33	定右エ門	3.3	5.0	9.5	10.5	41.03	「三三、五、九五、拾間五尺」と記す。
34	十平	3.2	3.2	4.1	4.1	13.12	「三三、三三、四毫、四毫」と記す。
35	善十	2.3	4.3	5.3	3.6	16.64	「二三、四三、五三、三六」と記す。
36	村中分	3.3	4.2	4.3	5.0	17.19	西向表三間三尺、裏四間二尺、南四三、五」と記す。
37	丈吉	4.1	4.2	3.2	3.2	13.28	「百姓屋敷、此分茂平借り年限有り」と記す。
38	友蔵	4.5	4.1	3.5	3.0	13.92	「四五、四一、三五、三」と記す。
39	久助	3.0	3.5	3.5	3.5	11.32	「三、三五、三五、三五」と記す。
40	幸右エ門	4.5	4.4	5.5	7.1	16.88	「四五、四四、五五、七毫」と記す。
41	貞助	7.3	7.3	4.3	4.1	31.22	「七三、七三、四三、四毫」と記す。
42	文右エ門	6.5	5.6	7.1	8.0	45.07	「六五、五六、七毫、八間」と記す。
43	村中分	1.5	1.5	7.2	7.2	10.80	「壹半、壹半、七二、七二」と記す。
44	長右エ門伴直吉	5.2	5.2	6.0	7.2	33.98	「五二、五二、六、七二」と記す。
45	正助	5.5	5.1	7.2	8.0	39.91	「五五、五毫、七二、八」と記す。
46	又平	6.0	5.0	8.3	9.3	47.31	「六、五、八三、九三」と記す。
平均値		5.2	5.0	8.9	7.9	36.25	

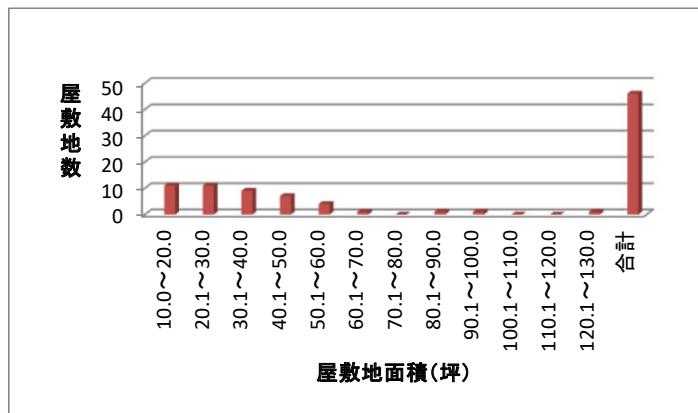
【注】1) №.6利左エ門宅の末尾に、「表裏ならし七間六合九勺」と記すが、意味不明。また、「但六尺五寸毫間ニ立候事」と記す。

『地島浦百姓居屋敷券帳』は、6尺5寸を1間としている。本稿では、6尺を1間とし、半間と記すのは、3尺とした。1坪は、6尺×6尺=3.3m²にした。

表2 屋敷地面積(坪)

面積	件数
10.0~20.0	11
20.1~30.0	11
30.1~40.0	9
40.1~50.0	7
50.1~60.0	4
60.1~70.0	1
70.1~80.0	0
80.1~90.0	1
90.1~100.0	1
100.1~110.0	0
110.1~120.0	0
120.1~130.0	1
合計	46

表3 屋敷地面積分布



が、表1である。

『屋敷券帳』末尾に、「右ハ泊り分也、白浜分ハ略ス/右書上/天保十一年^子三月ニ平写ニ而書上候節ハ、其/節之名元ニ出ス、「此右ハ」はり紙之通り也/一波戸場之本、觀音堂之東前、一ヶ所/券帳ニ不見仕/一前ニ有幸右エ門蔵まや所ハ、屋

敷錢取立帳/ニ明白也、其儀乍存、我屋敷と申スハ、/末々ニ至不^レ相成ル義ニ付、弥其通ニ致/ス根組ハ只今方明白也/安政五年午八月ニ覺書」と記す。

上記の「前ニ有幸右エ門蔵まや所ハ、屋敷錢取立帳ニ明白也」は、№.40幸右エ門の蔵(「まや」)は、

後に触れるNo. 43 村中分の書き込み、あるいはNo. 19 寺の個所に「まや屋敷」などあって、廄ではなく、「真屋」すなわち切妻造と考えられる) が波止の近くにあったことを示す。

『屋舗券帳』は、地島の南部にある「泊」集落のみで、北部の「白浜」(豊岡) 集落は、省略されている。

『屋舗券帳』は「安政五年午八月ニ覚書」と記すも天保 11 年の居住者(世帯主)の名前を記しているので、19 世紀半ばの泊集落の状況がわかる。また、白浜集落の『屋舗券帳』は無いけれども、後述する火災の記録があって、No. 1 徳四良が当時の地島庄屋であることもわかる。

天保 13 年(1842) 寅 8 月に「地島浦庄屋徳四良、組頭貞次良、泊り惣代伊右エ門」とある。「泊り惣代伊右エ門」はNo. 21 伊右エ門と同一人物であろう。⁽⁵⁾

泊の「波止場」は、風波荒い時に船を繫留するため、黒田藩が入国後、3 年のちの慶長 8 年(1603) に築いたが、破損したため、元和 4 年(1618) に息子の黒田長政が再築し、先端に灯籠堂を設けた。その後も『黒田家譜』によると、「元禄七年四月二十四日地島波戸の修補を仰付けらる。」とあるので、修理を重ねたことがわかる。石材など当時のものが残る。⁽⁶⁾

『屋舗券帳』の「一波戸場之本、観音堂之東前、一ヶ所」の観音堂は、地島波止場之図(写真 1)にそれらしき建物があるが、観音堂の記載はない。『筑前国続風土記附録』の絵図に記載がある。観音堂は長政の母が信仰していて波止建築と同時に建てられ、賽銭の代わりに石を奉納させたことは注目される。⁽⁷⁾

また、前に触れた「前ニ有幸右エ門藏まや所ハ」は、のちに触れるNo. 43 からNo. 40 幸右エ門の切妻造の蔵が波止の近くにあったことを示す。

ところで、No. 7 同所西徳四郎丈吉居住の個所に、「南北ならし十五間三八五/表裏/南北/合坪数百拾八坪三合壱勺」とあって、「○御証文前三枚分ニ而ハ百三十九坪/内百拾八坪三合壱勺券帳前引/ニメ廿坪七合程不足、如何也」と記す。つまり

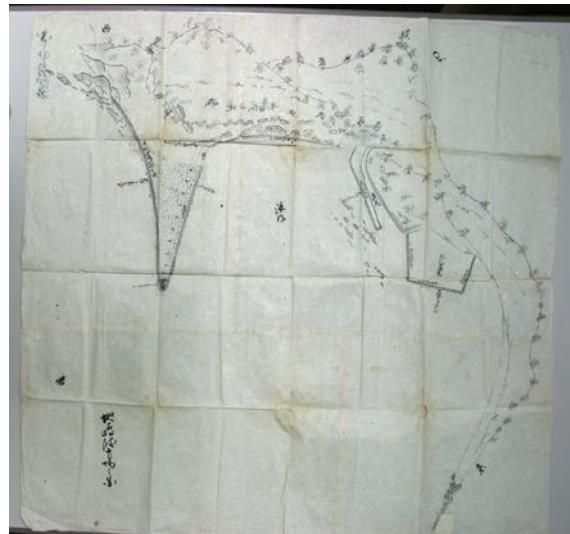


図 1 地島波止場之図(『林家文書』No. 97)

『屋舗券帳』記載が土地証文と合致していないことを示す。所有者は徳四郎(No. 1)で丈吉(No. 37)が居住していた。また、「△右屋敷現積り、表口三間半ハ同方ノ本宅/同壱間程ハ網蔵と之間/同二間半ハ網蔵/メ七間也半間不足ハ今之/小畠入レ候へハなり/是ハ券帳前ニ而/証文前ニ減ヅル/○半間ハ此方受持ニ候処、庄屋/喜作代ニ同人自由ニ取計ひ、/植物不致、退役後、此方自由/ニ可致分也/口但六尺五寸壱間ニ立候事」とみえる。すなわち、本宅(居家)は、表口三間半、網蔵は、表口二間半で、本宅(居家)と網蔵の間が一間なので、合計表口七間である。注目すべきは「網蔵」で、これはまさしく漁家を示す。丈吉が本格的な漁師で網蔵があった。そして、徳四郎所有のNo. 7 家屋に居住していた。ちなみに、徳四郎は庄屋であるからとくに漁師をする必要もなかった。

それではNo. 37 丈吉宅はといえば、No. 37 丈吉宅の個所に「百姓屋敷/此分茂平借り/年限有り」と記すので、茂平に貸していたのである。

庄屋徳四郎は、安永 8 年(1779) 生まれで、嘉永 5 年(1852) に 74 歳になり、29 年間務めた庄屋を文政 7 年(1824) に芦屋浦(福岡県遠賀郡芦屋町)の金助にゆずった。褒美は青銅 500 文であった。

金助は、12 月 3 日に芦屋浦から地島の泊集落にある丈吉宅に家族で移住した。新役場を建てる余裕がなかったので、丈吉宅を臨時役場にした。若

干の手入れはされたが、外まわりは手つかずであつた。⁽⁸⁾

徳四郎は、安政3年（1856）の記録にも「徳四郎」と肩書無しで見えるので、このころまで存命であつた。しかし、安政元年（1854）10月26日に「地嶋浦庄屋喜作」とあり、庄屋が金助から喜作に代わつていた。⁽⁹⁾ 喜作のあとは、中村家が庄屋となつた。

No. 19 寺／元喜兵衛の個所に、「右ハ喜兵衛屋敷、平次良分ニ候処、寺ニ相／成候間、代ニ太田之次キまや屋敷平次良受／持ニなる」とあって、注目される。これは、喜兵衛屋敷に平次良が居たにもかかわらず寺になつたことを示す。そして、その代わりに「大田之次キ」の「まや屋敷」が平次良の受持（居住）になつた。「大田之次キ」がNo. 23の「太田」と関係があるのかないのか即断できない。

注目すべきことは、民間地が寺地になつたことであつて、この寺が、『筑陽記』に記す「西光寺淨土宗鎮西派博多一行寺末院」である。すなわち西光寺は、福岡市博多区中呉服町9-23にある淨土宗一行寺末の海雲山西光寺である。

西光寺は、明徳元年（1390）行覚和尚の創建と伝えられ、文化元年（1804）焼失し、同3年（1806）に再建された。明治期にも焼失したが再建され、現在も地島泊180に、法灯を守る。現在、無住で宗像市江口の淨光寺が管理する。

No. 17 村中分（29.28坪）の個所に、「役場屋敷と申分二間四程、手元まや所ニ致、余ハ子年大宮司家／立ル」と記す。当所は「役場屋敷」（2間に4間か、2間四方か規模不明）といった。切妻造の「まや所」は、「真屋すなわち切妻造、廐」の意味であるが、ここでは切妻造の建物と推測される。建物は、大宮司家（宗像大社の宮司家）が建てた。

また、No. 24 村中分（50.12坪）には、「此分、前ニ記候通、平次良受持ニなる」とあって、村中分（村所有地）の土地が、平次良の受持になつたことを示す。このことから、村中分の土地は、全てではないが、平次良のよう個人が責任を以て管理したらしい。

村中分の土地は、表1からNo. 24をはじめNo. 17、18、26、30、36、43の合計7カ所あって、全体の

15.2%余りである。この村中分の土地は役場などの公用地以外に「火除け地」の可能性がある。「火除け地」は、空き地であるが、当然No. 24 村中分のように個人に管理をまかせて畑にでもしていたものと思われる。No. 30 村中分（27.40坪）には、「此空地、火よけ分、伊右エ門受持候分」と記す。

No. 43 村中分（10.80坪）には、「此分、十蔵まや所ニかる。／△下御番宅／井戸之上。△此所ニ幸右エ門蔵まや共ニ建る、券帳ニなし、／同人自由ニ致ス、村中分也」と記す。したがつて、村中分の土地は、個人が借りる場合、あるいはNo. 40 幸右エ門のように管理を任されて切妻造の土蔵を立てていたこともわかる。その上、この「十蔵まや」は『屋舗券帳』にないので、無届建築の可能性もある。No. 28 勘右エ門（27.80坪）には、「勘右エ門、△上ノ山ニ近年まや立ル、券ニなし」と記す。

また、No. 36 村中分（17.19坪）には「久助隠宅有り」とあって、No. 39 久助の隠宅（隠居家）が建てられていた。これも無届建築の可能性がある。注意すべきは、隠居制度があつた可能性があることである。

『屋舗券帳』によれば、屋敷地は、町屋のように短冊形のものは、No. 43 村中分の1軒のみで、短冊形に近いのはNo. 11 仁助宅やNo. 37 丈吉宅、No. 41 貞助宅である。また、No. 34 十平宅は正方形である。その他は不定形四角形である。ただし、表側は比較的狭く奥行きが長い。この点で、屋敷地が「地嶋波止場之図」（写真1）のように浜に集中してあつたことを窺わせる。元来、浜辺の土地は狭く屋敷は密集する傾向にある。泊集落の46軒が村中分を含めて密集していたことは、「地嶋波止場之図」からも窺える。

屋敷地で最も広いのは、No. 8 利平宅の121.53坪で、最も狭いのは、No. 43 村中分の10.80坪、次いでNo. 39 久助宅の11.82坪で、平均は36.25坪である。それらをまとめたのが、グラフ1である。

なお、中世には、泊集落は36軒であったが、天保ころの19世紀に46軒で、このうち7軒が村中分なので、軒数が極端に増えていない。これは、漁業集落特有の平地が狭く居住に適した場所が少

ないことを示す。

さて、No. 37 丈吉宅は、安政ごろ薩摩屋と称していた。家の貸借は度々行われていたようで、丈吉宅は安政2年(1855)から12年後の慶応2年(1866)⁽¹¹⁾まで博多屋幸三郎と惣左エ門に貸していた。

貸すにあたって、丈吉宅は、「卯八月十一日より丈吉居家、本や通り繕ニ取掛り、左官佐右エ門同壱人、津屋崎之左官其外細工日雇共ニ出来之上、博多屋へ借し方約定ニ付引渡候事」や、「丈吉家八月ニあらかべ済、此入目八百目之積り、大方入用ニなる」の修理記録が散見される。

丈吉宅の修理が安政2年津屋崎の左官によってなされた。借り手の博多屋は、「博多屋幸三郎」で、米穀商をしていた。

「屋敷証文之事」(注11)に見える「受人幸右エ門」は、No. 40 の幸右エ門、「庄屋徳四郎」は、No. 1 の「下方南 徳四郎」であろう。

2 「地嶋波止場之図」の年代と建物

「地嶋波止場之図」(写真1)は『林家文書』(No. 97 九州歴史資料館内地域史研究所所蔵)にあって、この「地嶋波止場之図」とは別に波止建設の費用が文政4年(1821)から同12年(1829)にかけて記載されているので、このころの作成と推定される。⁽¹²⁾

「地嶋波止場之図」の右手に鳥居があって、神社名の記入がないが、位置と文献から厳島神社である。

『玄海町史話伝説』に朝鮮通信使について、「慶長12年(1607)、將軍秀忠に面謁以来、文化8年(1811)まで13回に及びました。(中略)その内2回、地島に風雨を避けて寄港しています。第1回の寄港は正徳元年(1711)(中略)、8月26日、相島を出港、その夜に風波をさけて地島に泊り、29日まで4日間滞留しています。第2回寄港は享保4年(1719)、(中略)8月10日、(中略)台風で地島に逃げ込みました。入港した場所は泊で、正使通政太夫戸曹參議、洪致中らは上陸して西光寺に入りました。」と記す。『海遊録』にも、「8月10日の夜、地島に碇泊通信使の三使は国書を奉じて西光寺に泊まる」とある。⁽¹³⁾



図2 地島の位置図 (<https://ijuu-teijuu.pref.fukuoka.lg.jp/island>)

3 地島の地勢

地島は、東西2.2km、南北2.5km、面積5.5km²であるが、北の祇園山(須賀神社)から南の遠見山に至る分水嶺は響灘斜面に偏り海食崖で、最高点遠見山(遠見番所址)の187mとはいえ低地がないので住みにくい。地島は、江戸期から明治22年(1889)まで地島村であった。天正年間(1573~92)の「差出前之帳」によれば、地積・分米は田1町余・20石余、畠11町余・37石余、合計12町余・57石余である。「慶長国絵図」は161石余、「正保郷帳」181石余(田41石余・畠140石余)、「元禄国絵図」は181石余、「天保郷帳」も181石余、「旧高旧領」も181石余、農耕地に乏しく、鰯網の盛んな漁業の島で、宗像七浦の一つである。庄屋は中山家(現存しない)の世襲であった。

元和4年藩費で波止場が修理されたので、泊の突堤は「殿様波止」と呼ばれた。その上、沿岸航海路の避難港として寄港船が100隻を超える日もあり、「泊島」とも言われた。廻船業も盛んで、地ノ島の米運送問屋博多屋の船が着かないと米の相場が決まらなかったとも伝え、博多屋の屋敷跡のほか、松屋・泉屋など当時の屋号で呼ばれる屋並みも地島に残る。

『宗像市史通史編』第2巻(宗像市1999年3月刊)に「延宝4年(1676)になると遠見番所の機能が次のように整えられる。今年4月3日より番人を増して家中の加番を留められ、直参の士両人に足軽2人

相添え定番として遣わしおかる。岩屋・地島・相島・玄海島・姫島凡そ六ヶ所なり。」とあって、遠見山に設置された遠見番所がととのえられたが、今は無い。

村内には厳島神社・泊若宮神社・牧大明神社・須賀神社・恵比須神社が祀られている。

明治になると「明治初期の戸数 83・人口 423 (男 203・女 220)、耕地は、田 2 町余・畠 24 町余・大繩田畠 1 反余、田は中稻・麦、畠は、麦・琉球芋・大根などを作り、正税は米・大豆 46 石余、雜税は米・大豆 1 石余と金 4 円余。」とみえる。また、明治 22 年岬村の大字になる」(『角川地名大辞典』) と明治期の様子を描く。

明治 22 年の戸数 89・人口 495、地積は畠 29 町・原野 43 町など計 106 町。漁船数は、大正期 87、昭和 44 年 69、同 52 年 105 艘である。

ちなみに、ゼンリンの住宅地図 (2021 年 3 月刊) によると、豊岡集落は 19 軒、泊集落は 18 軒の住まいが確認できるが、両集落とも空き家が多い。

4 白浜 (豊岡) 集落の火災

『筑前地嶋村庄屋記録』(39 頁) に「天保八年西正月朔日朝七ツ時比、白浜火災之事」とあって、次のように記す。

一家数式拾式軒ハ 百姓家／一同壱軒ハ 御足軒
力丸源四良／一同拾式軒ハ 隠居家／一同拾
九軒ハ 納屋・牛家共ニ
一メ五十四軒ハ 藤平隠宅借住独身／火元 林
吉火事逢之者／庄助・藤平・伊平・与市・亀吉・
庄八・／武八・伊太郎・甚八・久太・、甚作・
庄七・／卯六・仁助・嘉助・貞十・幸十・彦七・・
弥六・忠七・米吉・善助、メ廿二軒／外ニ力
丸源四浪 藤十跡空や壱軒／残り家、庄市・
金平・万作・又市・長市・左平・・源八・忠
平メ八軒／百姓分廿二軒
一銀拾式メ八百六拾式匁五分ハ／家作拝借願高、
坪数四百廿八坪七合五匁／壱坪ニ付銀三拾目
也
此内式メ百目ハ 白浜所中

同式メ目ハ 泊リ所中

此二口ハ表向ニハ不出、内々慎也

上掲は、泊集落の西北にある白浜 (豊岡) 集落の火災であるが、22 軒も一気に焼失し、焼失を免れた残りは全戸の 30% 弱の 8 軒であるから、密集していたことが窺える。この火災に關していろいろ救援された様子もわかる。⁽¹⁵⁾

白浜の家数は、中世に「又泊の後の方を白浜と云是も人家は三十六軒に限れりと云」とあって、天保 8 年 (1837) 時とほとんど変わっていないのも島特有の居住地が狭いことを示す。

焼失後の再建のため、銀 12 貫 862 匪 5 勺を借用した。消失坪数 428.75 坪、1 坪に付 30 匪 であった。火元は林吉宅だが、火災原因はわからない。年賦米上納は、五カ年計画で行われた。「壱軒六錢式拾目宛、メ四百四拾目」、あるいは「五ヶ年ニ廿目宛御救渡、定格之分六錢式メ式百目」の御救渡しもある。この火災について「右同正月四日夕より鐘崎浦大庄屋久嶋次三良殿渡海、火災一軒取調子、追々右願書等認ル、同十三日引取ニなる」で一件落着である。

以上より、「消失坪数 428.75 坪」の 22 軒なので、1 軒当たり平均の敷地面積は、約 19 坪 4 合 9 勺である。隠居家 12 軒は、『屋舗券帳』に記載されていなかったと推測され、焼失をまぬがれた 8 軒を加えて 30 軒とすれば 14 坪 2 合 9 勺である。これを屋敷地とみれば、泊集落の屋敷地の平均が 36 坪 2 合 5 勺なので、泊集落よりも 1 軒当たりの屋敷地が狭く密集していた。

2 年後の天保 10 年 (1839) にも白浜で火災があり、9 軒消失した。それは、「同年十二月十八日昼八ツ時比、白浜人家九軒焼、火本○喜介、組頭○正八、○伊太良○甚八○武八○亀吉○与市○正七○伊平」と記す。その救済ももちろんされた。

まとめ

1、『地嶋百姓居屋舗券帳』は明和 8 年 (1771) に作成されたものを天保 11 年 (1840) に写した。庄屋 No. 1 徳四良家の屋敷地の規模はわかるが、

大庄屋高武善五郎家の規模は不明である。⁽¹⁶⁾

2、地島泊漁業集落の屋敷地は天保 11 年ころ、46

区画あり、平均約 36 坪 2 合 5 勺である。屋敷地は、町屋のように短冊形のものは No. 43 村中分（村所有地）の 1 軒のみで、No. 34 十平宅は正方形である。その他は不定形四角形である。ただし、表側は比較的狭く奥行きが長い。元来浜辺の土地は狭く屋敷は密集する傾向にある。泊集落の 46 軒が村中分の土地を含めて密集していたことは、「地嶋波止場之図」（写真 1）からも窺える。

屋敷地で最も広いのは No. 8 利平宅の 121.53 坪で、最も狭いのは、No. 43 村中分の 10.80 坪である。

3、泊集落の漁家の屋敷地は、天保 8 年の白浜集落の火災から算出した平均屋敷地より広い。

中世には、泊集落は 36 軒であったが、天保ころの 19 世紀に村中分を別にすれば、39 軒なので、世帯数が極端に増えていない。これは、漁業集落特有の平地が狭く居住に適した場所が少ないことを示すものである。役場屋敷は泊集落にあつた。

4、泊集落に村が所有する土地「村中分」があつて、その数 46 軒中 7 軒で、実に 15.22% である。「村中分」の土地は、単なる火災予防のための「此空地、火よけ分」ではなく、個人が管理する場合もあつて、畑あるいは切妻造の簡単な建物があつて、無届で建築されていた可能性がある。

村中分の土地に「久助隠宅有り」と記し、隠居家が独立していた。これは、泊集落に隠居制度があつたことを想起させる。

「屋敷錢取立帳」が『屋舗券帳』末尾に見えるので、金銭による貸借の家があつた。

5、庄屋徳四郎は、嘉永 5 年（1852）に 74 歳になり、文政 7 年（1824）から 29 年間の庄屋を務めたのち、芦屋浦の金助にゆづる。褒美は青銅 500 文であった。生まれは安永 8 年（1779）である。しかし、安政元年（1854）10 月 26 日に庄屋が喜作にかわっている。天保 5 年（1834）時の大庄屋は高武善五郎であった。

6、泊集落に現存する浄土宗西光寺は、元喜兵衛屋敷であった。庶民住宅地が寺地に転用された

事がわかる。白浜集落にあつた長徳寺は現存しない。

地島泊漁業集落の特徴は、第 1 に、藩主黒田長政が江戸初期に築いた波止場があること、第 2 に、屋敷地は不定形四辺形が多いこと、第 3 に、火除け地（空き地）を村または個人が所有していること、第 4 に、灯籠堂（灯台）と遠見番所が置かれていたこと、第 5 に、神社仏閣や観音堂もあること、第 6 に、急用丸（船）があつて上屋を付けた格納庫があること、などである。

7、「地嶋波止場之図」は、文政年間（1818～30）ごろ製作されたと推定される。

8、黒田長政が、航海安全祈願の観音堂の賽銭の代わりに寄港者に波止修理用の石を求めたことは卓見とみる。

9、地島を朝鮮通信使のくくりの中でとらえると、風待ちの島であったといえる。

注

(1) 1972 『福岡県の民家』 福岡県教育委員会。1999 『玄海町誌』は、明治 43 年 5 月 22 日 32 戸 62 棟の火災を記す。380 頁。

(2) 『筑前地嶋村庄屋記録』（コピーと九州大学名誉教授中村正夫氏の謄写本を福岡県立図書館が収蔵する）。ちなみに、冒頭に「明和八辛卯年／上浦之内／地嶋村百姓居屋舗券帳／十一月」とある。229 頁。

(3) 1971 『重要文化財宗像神社辺津宮本殿拝殿修理工事報告書』。置札は杉 3 分板、幅 1 尺 1 寸（33.5cm）、長さ 6 尺 7 寸 8 分（205.4 cm）。

(4) 1993 『筑前国続風土記拾遺』 文献出版 は、「巖島神社泊に在」とする。

(5) 注 (10) 参照。注 (2) の記録。

(6) 2001 『筑前国続風土記』 文献出版、1993 『筑前国続風土記拾遺』 文献出版。1999 『宗像市史通史編』 第 2 卷 890 頁。（同年表 634 頁）。1982 『新訂黒田家譜』 第 3 卷 文献出版 530 頁。

(7) 1988 『福岡県地理全誌』『福岡県史』近代史料編
○港湾 黒田如水。是ヲ患ヒ。慶長八年癸卯。初メテ観音堂ヲ立テ船一艘ニ付。一日ニ一人持程ノ石十箇宛。寄附シ。一時ノ繫船ニハ二箇宛。寄附セシメ。是ヲ肯ハサル者ハ船

- ヲ此島ニ寄スル事ヲ許サスト令セラル。・・遂ニ長百五十間横十八間余ノ波戸ヲ築成セリ。・・元和四年・・文政五年壬午ノ秋。・・今石垣ノ長百間。幅二十間アリ。
- (8) 注 (2) 200 頁。申渡〇自記七十一歳ニ候処、三ツ違御書付也 地鳴浦／庄屋 徳四郎／七十四歳ニ罷成、近年病氣指越、役儀難相勤ニ付、退役相願、無拠次代ニ付願之通申付候、二／十九ヶ年金相勤候ニ付、為褒美青銅五百文与之候事／子十一月 太左衛門／猪三郎／右、嘉永五年子十一月廿八日御達、跡役同日／芦屋浦金助へ被仰付、組頭安右エ門付添点出方／、福岡廻勤相仕廻、十二月三日夕当鳴ニ入込／、丈吉宅役場ニ致／
- 一右入役之儀ニ付、役場無之而不相済候へ共、／新規建方此時節大造ニ付、丈吉方借り宅、組／頭・頭 ^(「取」の誤) 付相談ニ候得共、(中略) 子十一月武日／比方大工等手入、ふすま手入、同三日夕金助／渡海入込、同人妻男子共々同十五日入込／右之通ニ候処、居家外廻りハ其儘ニ而一向手／入不致ニ付、其段頭取迄尊致置
- (9) 1995 玄海町史話伝説委員会編『玄海町史話伝説』玄海町教育委員会 169 頁。「泊の対馬屋（現中村屋）は対馬宗家の本陣とした所で、昔を知る浜側の石段も残っていますが、昭和 51 年の埋立で没しました。刻々と地島の名残りが失われて行きます。隣りは黒田藩の本陣とした中村家庄屋跡です。」と記す。
- (10) 注 (2) 147 頁。請取証拠之事
- 一六錢武百目ハ／右ハ三十七ヶ年以前「文化三寅年」、其浦／西光寺普請之「瓦不足ニ付」、当浦泉福寺解／除ケ之古瓦借用ニ相成候ニ付、(中略) 天保十三年寅八月（鐘崎浦庄屋五兵衛／同助役／次右エ門／組頭／次作／^同宇平／^同浅右エ門／吟味役／平五良／地鳴浦庄屋／徳四良殿／組頭／貞次良殿／泊り惣代／伊右エ門殿／受取之文段ハ案分方あらあら也
- 1977 『筑前国続風土記附録』 文献出版にも「西光寺（中略）浄土宗鎮西派佛堂五間四間 海雲山と号す。（中略）開山を満譽覺阿といふ。開基の年歴しれす。」とある。
- (11) 注 (2) 266 頁。一札之
- 一其元居家屋敷共ニ表口通り一ヶ所、当卯年／方來ル寅年迄十二ヶ年之間借り受、為右敷／銀六拾文正銭武貫八百目相渡候内、八百目／家繕入目之分ハ年賦ニ仕、年々受取候極メ／相残ル元銭武貫目、來ル寅十二月御返済之／上、居家屋敷共ニ相渡可申候、為後年仍而一／札如件／安政

- 二年卯二月／博多屋／幸三郎／^同惣左エ門／薩摩屋／丈吉殿／証人 徳之助殿 辰藏殿
- △右家貸渡、当年方十二ヶ年迄寅十二月、／元銭武貫目急度相立、家受取候事、(中略) 徳四郎／同年五月／兵右エ門殿／丈吉殿／宗次良殿
- 注 (2) 328 頁。〇覚
- 庄屋／喜作殿建／一屋敷壱ヶ所 役場建方分／壱ヶ年ニ付屋敷錢三十五匁ニ極ル／右ハ安政二年卯正月方來ル已年迄十五ヶ年之内／間、屋敷借用申談ニなる、頭取中留／右之通博たや差引帳面仕調／辰九月 丈吉・徳之助へ／袋ニ入相渡置／然ル処、右屋敷証文喜作殿方未渡方なし
- 注 (2) 183 頁。〇屋敷証文之事
- 一屋敷壱ヶ所／右ハ丈吉殿方百姓付之屋敷、來戌年方寅／十一月迄五ヶ年之間借用仕、右為屋敷錢／壱ヶ年ニ付錢廿目宛、(中略) 嘉永二年／^西十二月／借主茂平／^同善十／^{受人}幸右エ門／庄屋徳四郎殿／丈吉殿
- 注 (2) 153 頁。〇善十方受取之証拠之覚、左之通
- 屋敷借用仕証拠之事／一屋敷一ヶ所 但東方小路屋敷／右ハ丈 吉殿方百姓付之屋敷、当子正月方來ル西十二月迄十ヶ年之間ニ借用仕候處、／相違無御座候、(中略) 天保十一年正月／只吉／善十／庄屋／徳四良殿／丈吉殿
- (12) №.97 「地鳴波止場之図」の大きさ：縦 72.5 cm、横 74.5 cm。「地鳴波止場之図」の書き込みを次に記す。「急用丸上家、石垣六十壱丈三尺程、外側石垣八十壱間、高サ壱丈程、拾間、此道巾式拾六間程、凡五拾壱間程、石垣高サ八尺程、凡三拾間程、溝尻、湊土揚ヶ場、凡式拾間程、凡拾七間半程、凡式拾七間程、石垣高サ八尺程、東 西 南 北」
- 佐藤正彦 1992 「福岡大工林とその仕事」『日本建築学会大会学術講演梗概集』。
- (13) 注 (9) 168 頁。1979 『玄海町誌』623～624 頁。
- (14) 1988 『福岡県地理全誌二』『福岡県史』近代史料編。「人家。本村。泊ト云。(中略) 五十一戸。白浜。(中略) 三十三戸。○戸口 一戸数八十三戸 内 一士族三戸 一僧(以下略)」と記す。
- (15) 注 (2) 44 頁。天保八年正月十六日方先日白浜火災ニ付、右ニ有願口々、庄屋徳四良出福、同月廿九日／、右壱軒百目宛之分廿二軒分、都(合) ^(次字) 式／メ式百目渡ル、尤金壱両、正銀六十五匁ニテ也、銀札ニ而百八拾目宛ニ而、右壱両之／処相渡ル／天保八西二月三日、家作銀拾式メ

八百六拾弐／匁之辻、右百八拾目かへニ而銀札三拾五メ
六／百拾匁並酒切手七百拾四かへ、御浦御役所／カ御証
拠を以御銀倉カ受取、此両かへ、大／嶋庄屋伊右衛門差
紙米買ニ参り居申候間、／壱両之前百八拾四匁五分ニ而引
替、四匁五／分也之そん也／此金子を以さし紙百俵、所
糧米ニ買付、壱／俵ニ付正銀四拾六匁三分宛、(以下略)。

辻の(処カ)は筆者の記入。

注(2)48頁。○白浜大災拝借高之内より内々左之通拝借
ニ／なる。

一正銀拾弐メ八百六拾弐匁五分ハ

内

八メ七百目ハ 火事逢廿二軒／家作銀メ高弐メ百目ハ
白浜所中カ／メ拾メ八百目 白浜中／式貫目ハ泊リ所中へ
／六拾弐匁五分ハ割出シ分手元受持／
メ右之通

右、来戌冬より無利五ヶ年賦上納之事

注(2)42頁。○此先五ヶ年ニ廿目宛御救渡、定格之分
六／錢弐メ式百目、此節ニ御渡被下候ハ、／上納ハ五ヶ
年ニ御渡被下候分を以返納願出ル／右同正月四日夕カ鐘
崎浦大庄屋久嶋次三良／殿渡海、火災一軒取調子、追々
右願書等認／ル、同十三日引取ニなる

(16)嘉永3年(1850)2月29日に「地嶋浦庄屋徳四郎倅宗次郎」

とあり、倅がわかる。

*末筆ながら新出の絵図「地嶋波止場之図」(『林家文書』
No.97)の閲覧でお世話になった九州歴史資料館内地域史
研究所の草野真樹・久恒真由美の両氏に御礼を申し上げま
す。